



Press Release

報道関係者 各位

平成 25 年 4 月 26 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

室長 道野（内線 2495）

今西（内線 2455）

（電話代表） 03(5253)1111

（電話直通） 03(3595)2337

オランダ産及びフランス産の子牛肉の混載事例について

- ・検疫所の輸入時検査において輸入条件に適合しないオランダ産及びフランス産の子牛肉（頭肉及び舌）が確認されました。
- ・厚生労働省は、当該出荷施設からの輸入手続きを停止し、両国政府に対し詳細な調査を要請しました。

1. 事案の概要

検疫所の現場検査において、下表の子牛肉（頭肉及び舌）について輸入条件である扁桃の除去が不十分と判断しました。

	現場検査日	検疫所	輸出国	部位	箱数・重量
①	3月2日	成田空港	フランス	子牛頭肉	2箱・10 kg
②	4月2日	大阪	オランダ	子牛舌	9箱・108 kg
③	4月7日	成田空港	フランス	子牛頭肉	2箱・15 kg

（注1）貨物の概要

<貨物①>

（ア）出荷施設：ETABLISSEMENTS JEAN CHAPIN (FR 35.353.003 CE)

（イ）輸入者：株式会社ノーザンエクスプレス

（ウ）品目：子牛頭肉

（エ）総重量：2箱(10 kg)

※当該貨物は全量保管中。

<貨物②>

（ア）出荷施設：VITELCO B.V. (NL49EG)

（イ）輸入者：株式会社スティル

（ウ）品目：子牛舌

（エ）総重量：9箱(108 kg)

※当該貨物は全量保管中。

<貨物③>

(ア) 出荷施設:TENDRIADE-COLLET-TENDRIADE COLLET CHATEAUBOURG (FR 35. 068. 002 CE)

(イ) 輸入者：株式会社アルカン

(ウ) 品目：子牛頭肉

(エ) 総重量：2 箱 (15 kg)

※当該貨物は全量保管中。

(注2) これまでに輸入された当該貨物以外の子牛舌 (285 kg) については、輸入検査に合格しています。

2. 対応

厚生労働省は、過去の同様の事例に則して当該出荷施設からの輸入手続きを停止するとともに、オランダ政府及びフランス政府に詳細な調査を要請しました。

今後、オランダ政府及びフランス政府からの調査結果の報告を踏まえ、適切に対応することとしています。

(参考) これまでの牛肉の輸入実績

国名	届出件数	届出重量 (kg)
オランダ	10	3, 710
フランス	122	15, 229
総計	132	18, 939

(注) 集計期間は、平成25年2月1日～4月26日 (速報値)